

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条の3（(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)関係）</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>10の3—2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2</u>に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>(2) 個人の使用人が法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人（出向元個人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p>	<p>第10条の3（(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)関係）</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>10の3—2 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</p> <p>(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、<u>雇用対策法施行規則第6条の2</u>に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</p> <p>(2) 個人の使用人が法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人（出向元個人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</p>
<p>第13条の2（(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係）</p> <p>（住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を適用した場合の効果）</p> <p>13の2—4 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により震災特例法第13条の2の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の再建特例適用年（同条第1項に規定する「再建特例適用年」をいう。）に係る年分につき同条の規定により措置法第41条の規定を適用するときは、<u>同条第6項又は第10項</u>を適用することはできず、震災特例法第13条の2の規定を適用することに留意する。</p> <p>（注） 措置法第41条の規定の適用に当たって、震災特例法第13条の2の規定を適用しな</p>	<p>第13条の2（(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係）</p> <p>（住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を適用した場合の効果）</p> <p>13の2—4 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により震災特例法第13条の2の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の再建特例適用年（同条第1項に規定する「再建特例適用年」をいう。）に係る年分につき同条の規定により措置法第41条の規定を適用するときは、<u>同条第2項又は第5項</u>を適用することはできず、震災特例法第13条の2の規定を適用することに留意する。</p> <p>（注） 措置法第41条の規定の適用に当たって、震災特例法第13条の2の規定を適用しな</p>

かった場合においても同様である。

かった場合においても同様である。